

広島県選挙管理委員会告示第二十七号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、平成二十七年四月一日以降、政治活動のために寄附を受け又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年四月十六日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地
内海たつきち後援会	内海 龍吉	内海 龍吉	尾道市御調町大町五〇番地七
岡本敏博後援会	井迫 節郎	石田 芳一	廿日市市浅原一八〇七
沖本寿男後援会	山口 力	砂川 真理子	呉市本町一七番九号
蔵升芳信後援会	蔵升 俊郎	蔵升 章子	山県郡北広島町今田三八八五番地の三
くりす晃後援会	栗栖 晃	栗栖 晃	広島市東区戸坂くるめ木二丁目一―三二〇二号室
差別解放社	梶谷 正徳	梶谷 シヅ子	尾道市三軒家町二―一五
山月会	宇佐 秀雄	大野 直樹	尾道市三軒家町二―一五
茶林正後援会	下田 圭三	浅原 年見	呉市天応西条四丁目二番一八号
時光良造後援会	時光 良造	宮田 丈士	安芸郡熊野町新宮一丁目二番五号
七川義明後援会	七川 義明	藤本 安馬	三原市明神二丁目三番五号
前屋舗干城後援会	伊藤 静夫	前屋舗 世紀子	廿日市市大野五三三〇番地一四
毛利明夫後援会	森 健二	毛利 正行	尾道市因島三庄町七五四番地五
山田武豊後援会	山田 啓二	角井 修	廿日市市前空二丁目六番一三号
わたなべ康博後援会	渡辺 康博	内藤 紀代子	三原市本町三丁目一六番三七号
渡紘八後援会	渡 紘八	渡 憲治	安芸郡熊野町出来庭七丁目二三―一一